



習志野市

移動支援事業の手引き

目次

1	移動支援事業の概要	1
2	移動支援事業の対象者	1
3	実施方法	1
4	外出の範囲	2
5	料金の利用者負担	3
6	料金表	3
7	身体介護有の基準	4
8	サービスの内容	4
9	サービス提供者の資格要件	5
10	その他留意事項	5
11	移動支援に関する Q&A	6
Q1	1回あたりの利用時間の上限	6
Q2	外出先の範囲の制限	6
Q3	外出先の数の上限	6
Q4	市外事業所の利用	6
Q5	旅行における移動支援の利用	6
Q6	スーパー銭湯や温泉における移動支援の利用	6
Q7	短期入所事業所への移動支援の利用	7
Q8	外出先だけでの移動支援の利用	7
Q9	学校から放課後等デイサービス等への移動支援の利用	7
Q10	通院における移動支援の利用	7
Q11	事業者主催の行事における移動支援の利用	7
Q12	「通年かつ長期にわたる外出」に該当するもの	8
Q13	グループホーム入居中の移動支援の利用	8
Q14	施設入所中、入院中の移動支援の利用	8
Q15	グループホームや入所施設から一時帰宅する際の移動支援の利用	8
Q16	病院への入退院や一時帰宅する際の移動支援の利用	8
Q17	家族等の同行	9
Q18	「身体介護有」と「身体介護無」のサービス内容の違い	9
Q19	ヘルパーの二人派遣	9
Q20	ヘルパーの食事代	9
Q21	ヘルパーの交通費	9
Q22	ヘルパーの美術館・映画館・レジャー施設等の入場料	9
Q23	キャンセル料	9
Q24	ヘルパー自らが運転する場合の報酬算定	10
Q25	ヘルパーと一緒に食事をする場合の報酬算定	10
Q26	外出先において支援を必要としない時間が生じた場合の報酬算定	10
Q27	準備のみを行って外出できなかった場合の報酬算定	10



習志野市健康福祉部障がい福祉課

〒275-8601 習志野市鷺沼 2-1-1

電話：047-453-9206 FAX：047-453-6851(聴覚・言語障がい者専用)

令和6年4月

1 移動支援事業の概要

障がいによって一人での外出が困難な方が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの外出を円滑にできるよう、ヘルパーが同行して移動を支援するサービスです。

2 移動支援事業の対象者

障がいによって移動が困難であり、次のいずれかに該当する方。

障がい種別	対象要件
身体障がい者・児	(1)全身性障がい者(身体障害者手帳が1級であり両上肢及び両下肢の障がいを有する方) (2)視覚障がいのある方 ※(2)視覚障がいのある方は、障害福祉サービスの「同行援護」が優先となります。 (グループ支援型の利用を除く)
知的障がい者・児	(1)療育手帳の交付を受けている方 (2)療育手帳相当の障がいがあると障害者相談センター又は児童相談所の判定を受けた方 (3)知的障がいのあることを診断書や関係機関への照会等で確認ができる児童 ※(1)(2)(3)いずれも、障害福祉サービスの「行動援護」に該当する方は、「行動援護」が優先となります。
精神障がい者・児	(1)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 (2)自立支援医療受給者証(精神通院医療)の交付を受けている方 (3)精神障がいのあることを診断書や関係機関への照会等で確認ができる方

3 実施方法

移動支援のサービス提供形態としては、「個別支援型」と「グループ支援型」の2種類の方法があります。

(1) 個別支援型

1名の利用者に対して、ヘルパーがマンツーマンでの支援を行います。

(2) グループ支援型

複数の利用者に対して、ヘルパーが同時支援を行います。

※1名のガイドヘルパーが同時に支援できるのは、最大5名までです。

4 外出の範囲

外出の範囲については、基本的に、福祉目的として公費によって提供されるサービスであることを踏まえ、「社会通念上適当であるかどうか」という観点から判断します。

通常は、『居宅～目的地～居宅』の一連の外出経路が移動支援の対象となりますが、この外出経路の一部のみで移動の支援が必要である場合は、当該一部のみ移動支援を利用することが可能です。

(1) 対象となる外出の範囲

習志野市における移動支援事業の対象となる外出については、次のとおりです。

事由	外出内容の例	外出先の例
社会生活上 必要不可欠 な外出	買物	商店、デパート等
	行政機関等に関わる手続き、相談、選挙の投票等	市役所、裁判所、警察等の官公庁等
	金融機関の利用	銀行、郵便局等
	冠婚葬祭	結婚式、葬式、法事等の会場等
余暇活動な どの外出	文化施設等の利用	美術館、映画館、コンサート会場等
	体育施設等の利用	体育館、競技場、プール等
	観光施設等の利用	動物園、レジャー施設等
	理容・美容・着付け	理容院、美容院等
	散歩、旅行	近所、温泉地等

(2) 対象とならない外出の範囲

次に掲げる外出については、習志野市における移動支援事業の対象とはなりません。

事由	外出内容の例
経済的活動に係る外出	通勤、営業活動等
通年かつ長期にわたる外出	通所(障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所等)、通学、通園、放課後児童会への送迎等
通院に係る外出 ※障害福祉サービスの「通院等介助」が優先	病院、診療所等
社会通念上適当でない外出	公序良俗に反する外出
学校教育等に含まれる外出	学校行事での外出、実習先への外出等

習志野市では、障害福祉サービス事業所や障害児通所支援事業所等への通所の他、通学、通園、放課後児童会への送迎等について、移動支援を利用することはできません。ただし、次に該当するときは、移動支援の利用が認められる場合がありますので、市役所障がい福祉課までご相談ください。

- ①保護者の就労、疾病等のため恒常的に送迎ができない場合
- ②保護者の出産とそれに伴う育児により送迎ができない場合

5 料金の利用者負担

移動支援に係る料金の利用者負担については、利用者の属する世帯(※)の所得状況によって、10%、7%、5%、3%、無料のいずれかとなります。

利用者負担は、事業所にお支払いください。

(※)世帯 本人が18歳以上…本人及び配偶者

本人が18歳未満…保護者の属する住民基本台帳での世帯

世帯の市民税課税状況	最多所得者の所得額	負担割合
市民税課税世帯	700万1円以上	10%
	700万円以下	7%
	500万円以下	5%
	350万円以下	3%
市民税非課税世帯 市民税均等割のみ課税世帯 生活保護世帯	—	無料

6 料金表(1回あたりの料金。このうち10%~0%が利用者負担となります。)

(1) 個別支援型 ※身体介護の有無で料金が変わります

時間	身体介護有	身体介護無
30分以内	2,540円	1,050円
30分を超え1時間以内	4,020円	1,970円
1時間を超え1時間30分以内	5,840円	2,760円
以後30分ごと	830円	700円

(2) グループ支援型 ※ヘルパー1人当たりの利用者人数で料金が変わります。

時間	利用者2人	利用者3人	利用者4人	利用者5人
30分以内	468円	338円	272円	234円
30分を超え1時間以内	936円	676円	546円	468円
1時間を超え1時間30分以内	1,404円	1,014円	818円	702円
以後30分ごと	468円	338円	272円	234円

(3) 加算(個別支援型、グループ支援型共通)

①地域区分加算…事業所の所在地によって、1.8%~7.2%を加算します。

②時間帯加算…利用した時間帯によって25%~50%を加算します。

早朝・夜間加算(6:00~8:00、18:00~22:00)…25%加算

深夜加算(22:00~翌6:00)…50%加算

③ヘルパー2人派遣(個別支援型のみ)…100%を加算します。

7 身体介護有の基準

申請時に行う聞き取り調査において、次に該当する方が「身体介護有」となります。

障がい種別	身体介護有の判定基準
身体障がい者・児 (視覚障がいのある方を除く)	「移動」が「部分支援」又は「全面支援」
身体障がい者・児 (視覚障がいのある方)	視覚障がい以外の身体障がいを伴い、「移動」が「部分支援」又は「全面支援」
知的障がい者・児	次のいずれかに該当する場合 ・「食事」「排泄」「移動」のうち「全面支援」が2項目以上 ・行動援護の項目で5点以上 ・何らかの身体的な障がい(視覚、聴覚、下肢、体幹、内部)を伴い、「移動」が「部分支援」又は「全面支援」
精神障がい者・児	次のいずれかに該当する場合 ・「食事」「排泄」「移動」のうち「全面支援」が2項目以上 ・精神症状の項目のうち「ある」が1項目以上 ・何らかの身体的な障がい(視覚、聴覚、下肢、体幹、内部、アカシジア・ジスキネジア・パーキンソン症状)を伴い、「移動」が「部分支援」又は「全面支援」

8 サービスの内容

移動支援で提供するサービス内容は、利用者の障がいに起因して必要となる外出時の介助に限られます。具体的な事例については、以下のとおりとなります。

(1) 移動支援に含まれるサービス内容

- 外出の準備に伴う支援(健康状態のチェック、整容、更衣介助、手荷物の準備等)
- 移動に伴う支援(車への乗降介助、交通機関の利用補助等)
- 外出中やその外出の前後におけるコミュニケーションの支援(代読、代筆等)
- 外出先での必要な支援(排せつ介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持、チケット購入の支援等)
- 外出から帰宅した直後の対応支援(更衣介助、荷物整理等)

(2) 移動支援に含まれないサービス内容

- 外出先での単なる待ち時間で、具体的な支援を行う必要がない場合(Q26参照)
- 外出の主たる目的地を移動支援事業所等として『預かり行為』を行う場合(Q8参照)
※移動支援は、障がいのある方に対する外出支援を目的としているため、保護者のレスパイト目的としたものは対象とはなりません。
- 移動支援事業所の意向により、事業所側から利用者に対して移動支援の利用を働き掛けて行う外出支援(Q11参照)
※移動支援は、利用者の発意により外出する場合に適用されるサービスです。

9 サービス提供者の資格要件

習志野市の移動支援事業のサービス提供者に必要な資格要件は、下記のとおりです。

- ・指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等(平成十八年九月二十日)(厚生労働省告示第五百三十八号)または、障がい種別の利用者(児)を対象とした支援に限り、別表の養成研修を修了した者

別表

研修名	移動支援における対象者
移動介護従業者養成研修(視覚)	視覚障がい
移動介護従業者養成研修(全身性)	全身性障がい
移動介護従業者養成研修(知的)	知的障がい

【参考】

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)第5条第1項
- ・指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等(平成十八年九月二十日)(厚生労働省告示第五百三十八号)

10 その他留意事項

- (1) 移動支援のサービス提供においては、**常時支援ができる状況にあることが必要**です。別室で待機しているなど、外出先においてヘルパーが付き添っていない時間やヘルパーが一人で運転手を兼ねて自動車等で移動する時間等は算定の対象外となります。(Q24、Q25、Q26参照)
- (2) 移動支援事業所又はヘルパーの車を用いて移動する場合には、別途、道路運送法上の許可(一般乗用旅客自動車運送事業又は福祉有償運送等)が必要となる場合があります。国土交通省関東運輸局千葉運輸支局等へ確認してください。
- (3) 原則として、通院については、居宅介護(通院等介助)や介護保険を利用できる場合には、その利用が優先となります。(Q10、Q16参照)

11 移動支援に関する Q&A

利用に関する制限の有無について

Q1 1回あたりの利用時間の上限

1回あたりの利用時間に上限はありますか。

A 1回あたりの利用時間に上限はありません。

Q2 外出先の範囲の制限

外出先の範囲に制限はありますか。

A 外出先の範囲に制限はありません。市外や県外へ行く場合も、移動支援は利用できます。

Q3 外出先の数の上限

1回の移動支援での外出先の数に上限はありますか。

A 1回の移動支援での外出先の数に上限はありません。事業所が可能であれば、何か所でも行くことができます。

ただし、外出の中で1か所でも移動支援の対象とならない外出先が含まれる場合は、その外出全体が移動支援の対象外となります。

Q4 市外事業所の利用

習志野市外の事業所を利用することは可能ですか。

A 習志野市の移動支援事業所として登録されていれば利用可能です。

対象となる外出の範囲について

Q5 旅行における移動支援の利用

旅行をするために移動支援を利用することは可能ですか。

A 旅行をするために移動支援を利用することは可能です。

また、宿泊旅行の場合は、特例的に宿泊先のホテル等を居宅として位置づけることにより、移動支援の利用を可能とします。

ただし、この場合、宿泊先のホテル等での介助は、「外出の準備に伴う支援」に限られることとなりますので、宿泊先での食事、入浴、排せつ等の介助は、移動支援の対象とはなりません。

Q6 スーパー銭湯や温泉における移動支援の利用

スーパー銭湯や温泉等の余暇を目的とした入浴の場合、移動支援を利用することは可能ですか。

A 余暇を目的とした入浴のために移動支援を利用することは可能です。

また、その際に必要となる介助も移動支援の対象として差し支えありません。

ただし、居宅において入浴介助を行う場合は、障害福祉サービスの居宅介護(身体介護)を利用することとなりますのでご注意ください。

Q7 短期入所事業所への移動支援の利用

短期入所を利用する際の送迎に、移動支援を利用することは可能ですか。

A 短期入所を利用する際の送迎に、移動支援を利用することは可能です。
ただし、ヘルパー自らが運転する場合は移動支援の対象になりませんので、通常は公共交通機関を利用し、ヘルパーが同行することになります。また、移動支援の利用に家族等が同行することは原則としてできませんので、その点もご注意ください。

Q8 外出先だけでの移動支援の利用

外出先まで家族の送迎やタクシーで移動し、外出先だけでヘルパーの支援を受けるために移動支援を利用してヘルパーの支援を受けることは可能ですか。

A 外出先が移動支援の対象となる場所であれば、外出先だけでヘルパーの支援を受けるために移動支援を利用することは可能です。

ただし、外出先が移動支援事業所である場合は、いわゆる『預かり行為』と見なされるため、移動支援の対象外となります。その場合は、日中一時支援や短期入所を利用することとなります。

Q9 学校から放課後等デイサービス等への移動支援の利用

学校から放課後等デイサービス事業所まで移動支援を利用することは可能ですか。

A 学校から放課後等デイサービス事業所まで移動支援を利用することは「通所」に該当するためできません。

ただし、保護者の就労、疾病等のため恒常的に送迎ができない場合は、利用することができる場合がありますので、市役所障がい福祉課までご相談ください。

Q10 通院における移動支援の利用

通院をするために移動支援を利用することは可能ですか。

A 通院をするために移動支援を利用することはできません。障害福祉サービスの「居宅介護(通院等介助)」や介護保険制度が優先となります。

ただし、緊急かつ単発的に医療機関を受診する必要がある場合には、事例に応じて特例的に移動支援が利用できる場合がありますので、市役所障がい福祉課までご相談ください。

Q11 事業者主催の行事における移動支援の利用

事業者が主催(発案・企画)した遠足等の集団外出に際して、移動支援を利用することは可能ですか。

A 事業者が主催(発案・企画)した遠足等の集団外出に移動支援を利用することはできません。移動支援は、利用者の発意により外出する場合に適用されるサービスです。

ただし、利用者の発意により集団外出を行うために、事業者が利用者に代わって企画調整を行い実行する場合など、事業者の利益誘導に該当しないと認められる場合は、移動支援を利用することができます。事前に市役所障がい福祉課にご相談ください。また、その際は他の障害福祉サービス等との重複利用とならないようご注意ください。

Q12 「通年かつ長期にわたる外出」に該当するもの

毎週同じ曜日に移動支援を利用して買い物に出かけたいのですが、「通年かつ長期

にわたる外出」に該当してしまいますか。

A 「通年かつ長期にわたる外出」は移動支援の対象外となりますが、これには、通所、通学、通園、放課後児童会への送迎のように日々継続して必要となるような外出が該当します。

したがって、利用者の発意による利用であって、結果として同一曜日になっている外出や定期的となっている外出(買い物や映画、サークル活動など)は該当しないため、移動支援の利用が可能です。

グループホーム入居中、施設入所中、入院中の利用の範囲について

Q13 グループホーム入居中の移動支援の利用

グループホームに入居している間も移動支援を利用することは可能ですか。

A グループホームに入居している間も移動支援を利用することは可能です。

ただし、共同生活援助として行われるべき支援に利用することはできません。

Q14 施設入所中、入院中の移動支援の利用

施設に入所している間や病院に入院している間も移動支援を利用することは可能ですか。

A 移動支援は、在宅生活を行っている方の社会生活上必要な外出支援を行うサービスであるため、施設入所中や入院中の方は、移動支援を利用することはできません。

ただし、一時帰宅中に外出するために移動支援を利用することは可能です。

Q15 グループホームや入所施設から一時帰宅する際の移動支援の利用

グループホームや入所施設から一時帰宅する際の送迎に移動支援を利用することは可能ですか。

A グループホームや入所施設から一時帰宅する際の送迎に移動支援を利用することは可能です。

ただし、ヘルパー自らが運転する場合は報酬の算定対象になりませんので、通常は公共交通機関を利用し、ヘルパーが同行することになります。また、移動支援の利用に家族等が同行することは原則としてできませんので、その点もご注意ください。

Q16 病院への入退院や一時帰宅する際の移動支援の利用

病院への入退院や一時帰宅する際の送迎に移動支援を利用することは可能ですか。

A 移動支援を利用することはできません。障害福祉サービスの「居宅介護(通院等介助)」や介護保険制度が優先となります。

支援の方法について

Q17 家族等の同行

移動支援を利用して外出をする際に家族等も同行できますか。

A 移動支援の利用に家族等が同行することはできません。

ただし、医療的ケアが必要である場合、強度行動障がいがある場合等、家族等が同行する必要が特にあるときは、特例的に家族等が同行することができます。

Q18 「身体介護有」と「身体介護無」のサービス内容の違い

「身体介護有」と「身体介護無」では、サービスの内容の違いはありますか。

A 「身体介護有」と「身体介護無」は、あくまでも報酬上の区分ですので、サービスの内容の違いはありません。それぞれの利用者の外出に必要な介助が行われます。

Q19 ヘルパーの二人派遣

ヘルパーを二人派遣してもらうことはできますか。

A 利用者の障がい特性により、一人のヘルパーでの支援が困難であると市が認める場合に、特例的に二人派遣することができます。

移動支援を申請する際に市役所障がい福祉課にご相談ください。

移動支援中のさまざまな費用について

Q20 ヘルパーの食事代

移動支援中に利用者とヘルパーと一緒に食事をした場合のヘルパーの食事代は、誰の負担となりますか。

A 移動支援中のヘルパーの食事代は、ヘルパーの負担となります。

ただし、利用者が希望する高級店に行く等で、ヘルパーの負担が大きくなる場合は、利用者と事業者で相談してください。

Q21 ヘルパーの交通費

移動支援中のヘルパーの交通費は、誰の負担となりますか。

A 移動支援中のヘルパーの交通費は、利用者の負担となります。

Q22 ヘルパーの美術館・映画館・レジャー施設等の入場料

移動支援中に利用者とヘルパーと一緒に美術館・映画館・レジャー施設・スーパー銭湯・温泉等に行った場合のヘルパーの入場料は、誰の負担となりますか。

A 移動支援中に必要なヘルパーの入場料は、利用者の負担となります。

Q23 キャンセル料

キャンセル料は発生しますか

A 市では定めていません。事業者によってキャンセル料の取り決めをしていますので、利用者と事業者が契約する際に双方で確認してください。

報酬算定について

Q24 ヘルパー自らが運転する場合の報酬算定

ヘルパーが運転する車を利用して目的地まで移動した場合でも、移動支援の報酬算定対象となりますか。

A ヘルパー自らが運転する場合、運転時間中は、「常時支援ができる状況にある」といえないため、算定対象になりません。運転時間を除いて移動支援を算定することとなります。

なお、ヘルパーの車を用いて移動する場合については、別途、道路運送法上の許可（一般乗用旅客自動車運送事業又は福祉有償運送等）が必要となる場合があります。

Q25 ヘルパーと一緒に食事をする場合の報酬算定

移動支援中に利用者とヘルパーと一緒に食事をした場合は、移動支援の報酬算定対象となりますか。

A ヘルパーが食事をしている間は、「常時支援ができる状況にある」といえないため、算定対象になりません。ヘルパーの食事時間を除いて移動支援を算定することとなります。

Q26 外出先において支援を必要としない時間が生じた場合の報酬算定

移動支援の外出先で、支援を必要としない時間が発生した場合は、移動支援の報酬算定対象となりますか。

A 支援を必要としない時間は、算定対象になりません。

（算定対象とならない例）

- ・映画館に行ったが、映画上映中は見守りや声かけが不要だった
- ・散髪に行ったが、散髪の最中は見守りや声かけが不要だった
- ・結婚式に行ったが、利用者の親族が同席したため、見守りや声かけが不要だった
- ・プールに行ったが、コーチが付いていたため見守りや声かけが不要だった

ただし、利用者の障がい特性により、外出先での必要な支援（排せつ介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持等）を行うために、ヘルパーによる見守りや声かけが必要であり、かつヘルパーが「常時支援ができる状況」にあった時間は、算定対象となります。

Q27 準備のみを行って外出できなかった場合の報酬算定

外出のための準備をしていたが、突然、利用者の具合が悪くなって外出できなくなった場合は、移動支援の報酬算定対象となりますか。

A 外出のための更衣介助、手荷物の準備、排せつ介助等をしていた時間については、算定対象となりますが、それ以外の時間については、算定対象になりません。